

納税通知書の解説

①納税義務者氏名	納税義務者は「世帯主」となります。
②年税額	今年度に納めていただく国保税の総額。
③期別	国保税は最大年 8 回（期）に分かれます。
④納期限	各期別の納期限。
⑤税額	各期別の納付額。
⑥口座情報	口座振替に該当する口座情報。
⑦特別徴収	以下のすべてに該当するかたは年金から天引きされます。 ・世帯主が国保に加入している。 ・被保険者全員が、65 歳以上 75 歳未満である。 ・世帯主が年額 18 万円以上の年金を受給している。 ・国保税と介護保険料の合計が、天引き対象の年金額の 1/2 を超えていない。
⑧所得割額	基礎額に応じて算出します。 ・基礎額×税率（医療分 7.2%、後期分 2.5%、介護分 2.2%） ・介護分は 40 歳以上 65 歳未満（介護保険第 2 号被保険者）のかたが対象
⑨基礎額	総所得金額等から、基礎控除額（43 万円）を控除した額。
⑩均等割額	被保険者の人数に応じて加算します。 （一人あたり） ・医療分：32,800 円 ・後期分：11,600 円 ・介護分：13,700 円
⑪被保険者数	国民健康保険加入者の人数 ※未就学児には（未就学児）と注記有り。
⑫小計	所得割額と均等割額の合計

納税通知書の解説

⑬軽減区分	・ 7割…世帯の所得が 43 万円+10 万円×（給与所得者等の数－1）以下 ・ 5割…世帯の所得が 43 万円+（30 万 5 千円×被保険者数）+10 万円×（給与所得者等の数－1）以下 ・ 2割…世帯の所得が 43 万円+（56 万円×被保険者数）+10 万円×（給与所得者等の数－1）以下 ・ 子ども…未就学児のみ、均等割額の 2 分の 1 を軽減
⑭軽減均等割額	上記の軽減区分に基づく軽減額
⑮表	軽減区分に基づく一人当たりの軽減額と計算区分における賦課限度額
⑯限度超過額	小計が、下記の賦課限度額を超過した額 （限度額） ・ 医療分：650,000 円 ・ 後期分：240,000 円 ・ 介護分：170,000 円
⑰算出額	小計から限度超過額を差し引いた額
⑱月割増減額	年度途中の加入・脱退による月割計算額等
⑲減免額	減免等に該当した場合の減免額
⑳決定額	医療分、後期分、介護分の年税額の合計
㉑被保険者氏名	その世帯での国保加入者
㉒月数	国保に加入している月数（該当月は○印有り）
㉓個人算出額	加入月に応じた国民健康保険税額 （個人あたりで参照する場合の概算額）

問い合わせ先
 国保年金課保険税係
 電話 048-930-7703（直通）